報告第6号

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の 規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に より、平成27年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見 をつけて議会に報告する。

平成28年9月14日提出

南風原町長 城 間 俊 安

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

1 平成27年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの 指標についても早期健全化基準を下回っております。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

区	分①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④ 将 来 負 担 比 率
南 風 原	T	<u> </u>	10.0	123.2
早期健全化基	隼 14.14	19.14	25.0	350.0
財政再生基	集 20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率の実質赤字比率の欄において「一」と表記されている場合は、 実質赤字額がないことを表します。

2 平成27年度決算に基づき公営企業における資金不足比率を算定したところ、下表のとおりいずれの会計についても経営健全化基準を下回っております。

平成27年度決算に基づく公営企業における資金不足比率

(単位:%)

区分	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計		20.0
農業集落排水事業特別会計		20.0

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「-」と表記されている場合は、資金の 不足額が発生していないことを表します。